

「土創プロジェクト」覚書

【土創プロジェクトとは】

「土創プロジェクト」とは、仙台市の監理団体(協同組合 信(以下「甲」という。))、協同組合 ビリーブ(以下「乙」という。)が土業有志に呼びかけて、2024年6月に立ち上げたプロジェクトです。以下のような理念を掲げています。

- ・外国人雇用の適正化に資する事業(例:職務内容に疑義ある技人国から技能実習への誘導など)
- ・外国人の思いを理解し、人間レベルで平和や共生の架橋となる取り組み
- ・外国人雇用について法テラスのような社会的インフラとなることを理想に描く
- ・土業、特に入管取次を実施する行政書士、社労士の社会的地位の向上、活躍の舞台の拡大に貢献する

具体的な活動は、3段階のステップを踏んで進めていきたいと考えています。

ステップ①監理団体と土業の連携。連携の輪を広げる。

ステップ②土業による監理団体を新設、運営する。

ステップ③政策提言、政府関係各所との連携などを通して社会貢献を目指す。

以上を踏まえて、監理団体(甲乙)と_____ (以下「丙」という)

は以下の通り覚書を締結する。

【技能実習事業での連携】

1. 丙は、クライアント(以下「受入企業」という)の相談内容が技能実習の受入れに相当するときは、甲乙に受入企業を紹介する。甲乙は受入企業への技能実習生受入れ事務(協同組合加入事務、技能実習計画書作成事務、在留資格認定申請事務)の一部を丙に委託し、事務委託費用として技能実習生1人につき10万円(税別)を丙の指定する口座に支払う。丙はインボイス適格事業者でなければならない。丙がインボイス適格事業者でない場合、甲乙が消費税分を差し引いて丙に支払うことを丙が認めるならば、その限りではない。
2. 甲乙は丙から紹介された受入企業に実習監理事業を提供する際には、別表の監理費表の通り、受入企業から監理費を徴収する。組合加入時に出資金が必要だが、その他年会費や賦課金は必要としない。
3. 丙が希望すれば、甲乙が受入企業に実施する監査訪問補助、訪問指導補助、母国語相談補助業務を委託することができる。関係諸法令の範囲内で実施する。この場合、甲乙は委託内容に応じた費用を、丙が指定する口座に支払う。

【監理団体新設へ】

4. 甲乙丙は協力して、監理団体を新設する。法人の種類は事業協同組合とする。2025年4月1日に設立準備委員会事務局を設置し、甲乙の職員が委員会事務を担う。丙は委員となる。委員は無報酬とする。事務局運営費用は、当面甲乙が負担する。

5. 2025年10月に第1回準備委員総会をオンラインにて開催する。以降、半年に一度開催し、2027年4月～6月と言われる育成就労制度のスタートの時期に合わせて、協同組合新設、監理団体(監理支援機関)許認可申請を目指し、2028年4月の事業開始を目指す。
6. 以降、協同組合法に則り、選挙で理事を選出、理事会にて代表理事を選出し、代表理事が組合事務局を組閣して運営を開始する。
7. その他本覚書に取り決めがない事項については、冒頭に掲げた理念のもと、甲乙丙が誠実に協議の上解決するものとする。

以上の通り確約し、この覚書の成立を証するため本契約書3通を作成し、甲乙丙各記名捺印の上、各壱通を保有する。

2025年 月 日

【甲】 仙台市宮城野区鉄砲町中 3-4 プラザ和光 407
協同組合 信
代表理事 込元 良一 ㊟
参事 生木 大祐

【乙】 仙台市太白区八木山緑町 16-16
協同組合 ビリーブ
代表理事 生木 大祐 ㊟

【丙】

㊟